

しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止について

ぎろん じこう 【議論いただきたい事項】

- じょうれい こっし あん もと つぎ きてい そうてい
条例の骨子（案）に基づき、次のとおり規定することを想定しています。

なんびと しょうがい りゆう しょうがい ひと ふとう さべつてきとりあつか
何人も、障害を理由として、障害のない人と不当な差別的取扱いをする

ことにより、しょうがい あるひと けんりりえき しんがい
ことにより、障害のある人の権利利益を侵害してはならない。

- これについて、ごいけん
御意見はありますか。

ほそくせつめい (補足説明)

- ① しょうがい りゆう さべつ きんし ぎむ はんい なんびと
障害を理由とする差別の禁止を義務づける範囲については、「何人も」とし

たいと考えております。なお、しょうがいしゃ さべつかいしょうほう ぎょうせいき かんとう じ
障害者差別解消法では、「行政機関等」と「事

ぎょうしゃ さべつきんし きてい こくみん きてい
業者」については、差別禁止の規定があるものの、「国民」については、規定

されていないことから、「拡大」となりますが、しょうがいしゃきほんほう なんびと
障害者基本法では、「何人も」

きてい さべつ きんし
と規定され、差別が禁止されています。

- ② しょうがい りゆう さべつ きんし ふとう さべつてきとりあつか ぐたいれい
障害を理由とする差別の禁止について、「不当な差別的取扱い」の具体例

ここ きさい ほうかつてき きてい かんが
を個々に記載するのではなく、包括的に規定したいと考えております。その

うえ なに さべつ あ どう さくてい ふとう
上で、何が差別に当たるかについては、ガイドライン等を策定し、「不当な

さべつてきとりあつかい」の具体的な事例を示したいと考えております。

これは、何が差別に当たるかは、様々であり、これらを全て条例上網羅することは困難であるとともに、現在想定されていないような新たな差別が問題となった場合に、柔軟かつ機動的に条例改正を行うことが困難であること、また、何が差別に当たるかについては、ガイドライン等を策定し、それにより差別の具体的な事例を広く県民に周知する方が、理解が得られやすいと考えるからです。